

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
(流動資産)		(流動負債)	
	881,462,255		540,962,825
現金	2,464,570	支払手形	163,046,101
当座預金	278,698,823	工事未払金	7,143,968
普通預金		短期借入金	16,299,673
通知預金		完成工事未払金	28,593,600
定期預金		未払消費税等	19,795,500
定期積金		未払法人税等	13,947,718
受取手形	25,245,130	未払費用	199,742,784
完成工事未収入金	78,827,874	未成工事受入金	100,000
売掛金	22,386,741	販売用不動産受入金	8,289,745
販売用土地建物	23,954,258	前受り金	3,100,052
未成工事支出金	673,482	完成工事補償引当金	20,189,000
商品及び製品	73,437,648	繰延税金負債	55,898,483
原材料及び貯蔵品	2,158,023	繰延税金負債	
前払費用	345,699,919	賞与引当金	
前払費用	27,949,309	役員賞与引当金	
短期貸付金	345,699,919	資産除去債務	
預け入金	27,949,309	(固定負債)	
未立替入金	△ 33,522	長期借入金	
繰倒引当金	△ 33,522	長期リース未払金	50,201,543
		退職給付引当金	315,000
		工事保証金	5,381,940
		繰延税金負債	
		資産除去債務	
		負債合計	596,861,308
(固定資産)	147,816,929		
有形固定資産	67,698,835	純資産の部	
建物	16,702,806	株主資本	432,417,876
展示場	31,545,679	資本金	80,000,000
造作物	0	資本剰余金	17,164,021
構築物	2,376,723	資本準備金	
機械装置	1,887,875	その他資本剰余金	17,164,021
器具備品	13,856,752		
土地			
リース資産	1,329,000	利益剰余金	335,253,855
建設仮勘定	975,484	利益準備金	16,959,229
無形固定資産	975,484	別途積立金	21,000,000
電話加入権	34	繰越利益剰余金	297,294,626
電信電話専用権		うち当期利益	54,108,257
施設利用権			
ソフトウェア	975,450		
リース資産			
投資その他の資産	79,142,610	自己株式	0
投資有価証券			
長期貸付金	37,247,844	評価・換算差額等	0
長期前払費用	10,200,000	その他有価証券評価差額金	
長期預け入金	1,283,400		
長期債権	30,411,366	純資産合計	432,417,876
その他投資資産		負債・純資産合計	1,029,279,184
繰倒引当金			
資産合計	1,029,279,184		

個別注記表

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1)有形固定資産(リース資産除く)
建物・展示場・造作……定額法
その他有形固定資産……定率法
 - (2)無形固定資産(リース資産除く)……定額法
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備える為、法人税法の規程により限度額相当額（法定繰入率）を繰入している。
 - 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てる為、旧税制下の税法基準限度額（支給見積基準）による引当金を繰入している。
 - 完成工事補償引当金……請負にかかる目的物の欠陥につき、補償費を旧税制下の税法基準限度額（法定繰入率）規程による計上している。
 - 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上の方法
完成工事高及び完成工事原価
工期のごく短いもの等については工事完成工事基準を適用し、その他の工事では当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用しております。

会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに基づき、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は295百万円（21/4/1付の繰越利益剰余金／契約負債の仕訳の金額を記載）減少しております。